

秋田県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成27年8月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
主要地 方道	旧	秋田八郎潟 線	南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美103番10から字貝 保257番2まで	25.50～102.50	0.239
	新	秋田八郎潟 線	”	25.50～80.50	0.239

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成27年8月28日から同年9月11日まで